

令和元年12月2日
総務部職員課

江東区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について
(概要)

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正する。
職務に専念する義務の免除	第2条	会計年度任用職員が職務に専念する義務を免除されることができる場合について規定する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては江東区教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては江東区教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。<u>ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては、次の各号に規定するもののうち、任命権者が別に定めるもの</u>のいずれかに該当する場合において、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>